

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

12月28日発行

Vol.577

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・人材育成及び地域活性化に関する連携協定 ----- 2

●被災自治体News

- 浪江町 ----- 3
- 双葉町 ----- 8

●文部科学省

- ・東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて） ----- 9

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類「一時立入、検査受診等にともなう移動費用の賠償」の発送について ----- 11

●新潟県

- ・ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について --- 12

●厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット(OTC)の承認情報 ----- 14



来年が
皆様にとりまして
良い年でありますよう
お祈り申し上げます



★次回の浜通り×さんじょうライフは、令和5年1月11日発行の予定です。

12/21 水

人材育成及び地域活性化に関する連携協定

セプテーニアドクリエイティブ

市では、12月21日、Septeni Ad Creative株式会社と株式会社小高ワークズベースによる人材育成及び地域活性化に関する連携協定を締結しました。

本協定は、旧避難指示区域の更なる復興に向け、さまざまな生活スタイルに適應した新たな仕事の選択肢の提供および人材育成に関すること、クリエイターの集積などを通じた地域活性化に関することなどで相互連携を行うものです。

当日は、Septeni Ad Creative株式会社の金原代表取締役、株式会社小高ワークズベースの和田代表取締役、門馬市長が出席し、協定書に署名しました。

Septeni Ad Creative株式会社は高品質な広告クリエイティブ制作に特化した会社で、震災後、市内企業経営者有志による南相馬ITコンソーシアム（代表：田中章広氏）の人材育成支援への取り組みに無償支援をいただいたことがきっかけとなり、今回の協定締結となりました。

現在、Septeni Ad Creative株式会社では、小高交流センター内に市内実証拠点を開設し、社員4人が小高区に滞在しながら、地元で採用したクリエイターを目指す3人と共に業務を進めています。





浪江町からのお知らせ

高齢者等インフルエンザ予防接種の助成期間を令和5年1月31日まで延長
 します 12月26日HP更新

※ 国内でのインフルエンザの発生が、過去2年間の同時期よりも多く報告されていることと、福島県内においても発生の報告があることから、以下のとおり助成期間を延長します。接種を希望される方は、早めに医療機関へご予約ください。

※ 医療機関によっては、インフルエンザワクチン接種を終了しているところもありますので、事前に医療機関にご確認ください。。

接種期間（延長後）

令和4年10月1日～令和5年1月31日

対象者

接種日に浪江町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

1. 65歳以上の方
2. 60歳以上65歳未満であって心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方
 （障がいについては、身体障害者手帳1級に相当する程度）

※ 年齢基準日は令和4年12月28日時点となります。



接種内容

皮下に1回接種

実施方法

●福島県内の医療機関で接種する場合

直接医療機関に予約し、窓口負担無しで接種できます。
 浪江町の予診票を使用してください。

- ▶ 高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関（福島県医師会HP）
<http://www.fukushima.med.or.jp/yobou/>



●福島県外の医療機関で接種する場合

避難先自治体にお問い合わせください。予診票は避難先自治体のものを使用できます。
 自治体によっては、無料で接種できない場合があります。一度実費を支払っていただくこととなりますが、浪江町で費用を負担しますので、領収書（原本）、予診票（写し可）、振込口座の通帳の写しを添えてご請求ください。

次ページへ続きます

- ▶ 予防接種費用助成申請（請求）書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/7619.pdf>



**三条市内または新潟県内の指定医療機関で接種する方は、
三条市ホームページをご覧ください。**

- 高齢者等の予防接種（肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ）



問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249

被災者生活再建支援金のご案内

【申請期間が1年間延長されました】

12月26日HP更新

東日本大震災の地震・津波により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しく損害を受けた世帯に対し、生活の再建の支援をする被災者生活再建支援金の申請期間が**令和6年4月10日まで**延長されました。

- ▶ 被災者生活再建支援金制度のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17617.pdf>



- ▶ 被災者生活再建支援金申請フローチャート [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10007.pdf>



【福島県ホームページ】

- ▶ 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度の申請期間の延長について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/36-1.html>



次ページへ続きます 

支給対象世帯

地震および津波により被災した次の世帯

- A. 住宅が全壊した世帯
- B. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- C. 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※ 持家だけでなく、マンション、アパートなどの賃貸住宅に居住していた場合も対象となります。（持家でも、実際は居住していなかった場合は対象となりません。）

支給額

次の基礎支援金と加算支援金の合算額となります。

注意 世帯構成員の全員が支給前に亡くなられた場合、支援金は相続の対象とならないため、支給されません。

■基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給されるもの

住宅の被害程度	全壊(A)	大規模半壊(B)	半壊解体(C)
単数世帯	75万円	37.5万円	75万円
複数世帯(2人以上)	100万円	50万円	100万円

※ 一度大規模半壊(B)の申請をした後、やむを得ず解体した場合は、半壊解体(C)の区分になるため、再申請に基づき差額が支給されます。

■加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給されるもの

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円
複数世帯(2人以上)	200万円	100万円	50万円

※ 公営住宅は加算支援金の対象外となります。

※ 一度住宅を賃借した後、建設・購入または補修をした場合は、再申請に基づき差額が支給されます。

住家の被害程度判定について

被災者生活再建支援金の申請の前に家屋調査が必要となります。

住家の被害程度の判定は、住民課税務管理係で行っています。

▶ 住家の被害調査ならびに災証明書について（浪江町ホームページ）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/250701risai.html>



次ページへ続きます 

基礎支援金「半壊解体」の申請について

被災者生活再建支援金・基礎支援金「半壊解体」申請は、建物り災証明書記載の被害の程度が「半壊」もしくは「大規模半壊」と判定された世帯が対象で、家屋の解体完了後に申請可能となります。

※ 解体完了後、環境省からリストが町に送付されるまで相当な時間を要しますのでご了承ください。

申請に必要な書類

「被災者生活再建支援金支給申請書」に必要な書類を添えて提出してください。

▶ 被災者生活再建支援金申請書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16347.pdf>



▶ 被災者生活再建支援金支給申請書（記入例） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16348.pdf>



※ 必要書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

■基礎支援金の必要書類

- 住民票（世帯全員分）【原本】（世帯主氏名および続柄が記載されているもの）
- 建物り災証明書【原本】（住宅の被害調査によるもの）
- 解体証明書【原本】（半壊解体の申請のみ必要）

※解体証明書の発行には、下記の解体証明書交付申請書を住民課除染環境係へ提出してください。

▶ 解体証明書交付申請書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/11636.pdf>



▶ 解体証明書交付申請書（記入例） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/11637.pdf>



- 預金通帳の写し（金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人【カタカナ】が記載されているもの）

※ 「建物り災証明書」と「解体証明書」は、賃貸住宅にお住まいだった場合でも取得できます。

次ページへ続きます 

■加算支援金の必要書類

- 住宅の建設、購入、補修、賃借などに係る契約書の写し
(建設・購入の場合は、建物所在地、規模、取引金額、工期、引き渡し日、契約締結日、契約者の住所・名前・押印の記載がある部分の写し)
- 預金通帳の写し(基礎支援金と別に申請した場合、前回と同じ口座であっても必要)
- 建物の登記簿謄本の写し(※建物の登記が完了している方)

申請期限

- 基礎支援金の場合：令和6年4月10日(災害のあった日から13カ月+144カ月間)
- 加算支援金の場合：令和6年4月10日(災害のあった日から37カ月+120カ月間)

※ 期間については国が定めるものです。今後も町として、双葉郡一体となって国へ期間の延長を求めています。

申請方法

■窓口で申請

浪江町役場住宅水道課または各出張所(福島・二本松・いわき)の窓口で申請できます。

■郵送で申請

〒979-1592

双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

※ 申請に必要な書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232





双葉町からのお知らせ

原子力損害賠償に係る中間指針の見直しについて（第五次追補の決定）

12月28日HP更新

12月20日に、原子力損害賠償紛争審査会において「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」が決定され、中間指針が見直されました。

今回の中間指針の見直しは、令和4年3月の最高裁判所決定により、7つの集団訴訟における東京電力の損害賠償額に係る部分の高等裁判所判決が確定し、その中で認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額が、中間指針で示す目安と異なることや、判決間でも相違があることから、同審査会で議論されて決まったものです。

これにより、本町に原発事故時に居住していた方については、追加賠償の対象となる見込みです。

中間指針第五次追補で示された追加賠償の内容について

以下は、中間指針第五次追補の内容から、主に本町に居住されていた方に関する損害項目を抜き出して、本町で整理したものです。

■過酷避難状況による精神的損害 <対象区域:避難区域>

本件事故発生から6カ月間の損害額に1人30万円を加算

■避難費用および日常生活阻害慰謝料

<対象区域:帰還困難区域および双葉町の避難指示解除準備区域>（一人月額10万円）

賠償対象期間の目安を、平成29年5月末（75カ月間）までから、

平成30年3月末（85カ月間）までに改めたことにより、

（10カ月間）×（一人月額10万円）を加算

東京電力は、この第五次追補や原子力損害賠償紛争審査会の議論の内容、政府からの指導の内容を踏まえ、早急に賠償基準を策定し、被害を受けられた方々に、迅速かつ適切に賠償させていただくよう準備を進めていくとしています。

具体的には、令和5年1月中を目途に、これらを踏まえた東京電力の賠償の考え方が示される予定です。

当町としましても、被害者に対し、迅速かつ適切に賠償できる体制を整えることや、第五次追補の基本的な考え方を踏まえ、被害者からの請求や相談に、個別の事情を十分に傾聴して、丁寧に対応することを求めてまいります。

次ページへ続きます

なお、その他の項目につきましては、個別事情によるものもありますので、下記ホームページをご覧ください。

- ▶ 原子力損害賠償紛争審査会（文部科学省公式ホームページ）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/index.htm



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による 原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補 （集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）

令和4年12月20日
原子力損害賠償紛争審査会

- ▶ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）

[PDF]

https://www.mext.go.jp/content/20221220-mxt_san-gen01-000026516_1.pdf.pdf



傷病手当金の適用期間が令和5年3月31日までに延長されました

12月28日HP更新

双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方

傷病手当金は、双葉町国民健康保険・福島県後期高齢者医療の被保険者の方が、業務災害以外の理由による新型コロナウイルス感染症の感染やその療養のために仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。

自覚症状はないが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」との判定を受け入院し、仕事を休んでいる方や発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる方も、傷病手当金の支給対象となります。

対象者

給与などの支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われ、かつ、労務に服することができなかった方

適用期間

令和2年1月1日～令和5年3月31日

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降で労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

支給額

1日当たりの支給額（直近の連続した3日間の給与収入額の合計額÷就労日数）
×2/3×支給対象となる日数

※ 1日当たりの支給額には、上限があります。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

12月21日

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ・ご請求対象期間：2022年10月1日から2022年12月31日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2023年1月4日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります（2018年3月26日ご案内済み）。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類[※]を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類[※]のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(※) ①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など

②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >
福島原子力補償相談室（コールセンター）



0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

ワクチン・検査パッケージ等のための PCR検査所について

12月23日更新

■検査の趣旨

感染の不安を感じる無症状の県内在住者は無料検査を受けることができます。

また、年末年始期間中において、飲食、イベント、旅行などの経済社会活動を行うにあたり検査を必要とする方への無料検査を実施します。

(県外から本県へ帰省される方も無料検査を受けることができます。)

■実施期間

(1)感染拡大傾向時の一般検査事業 (県内在住者対象)

12月12日(月)～令和5年1月10日(火)

(2)ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業 (県内・県外在住者対象)

12月24日(土)～令和5年1月10日(火)

■費用 無料

■検査対象者

いずれも無症状者であって、濃厚接触者(感染の可能性がある方)ではない方が対象です。

(1)感染拡大傾向時の一般検査事業

感染不安を感じる県内在住の方

【検査の種類】PCR検査、抗原定性検査

(2)ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

オミクロン株対応ワクチン接種未了者で、飲食、イベント、旅行などの活動に際して、陰性の検査結果を確認する必要がある方など

※オミクロン株対応ワクチン接種が完了している方も、高齢者や基礎疾患を有する方などとの接触を行う活動(帰省など)に際して検査結果を求められた場合には、無料検査の対象となります。

注意 上記の場合は、検査の受付時に検査受検の目的を証する書類など(目的となる飲食、イベント、旅行・帰省などの概要・日付が分かるもの)の提示を求めることとします。
なお、該当書類がない場合は、申立書の提出に代えることも可能です。

【検査の種類】原則、抗原定性検査になります。

※例外的に「受検者が10歳未満の方」「高齢者や基礎疾患を有する者との接触を予定している方」はPCR検査の受検が可能です。

次ページへ続きます 

■設置場所

(1) 県内の薬局など（PCR検査、抗原定性検査）

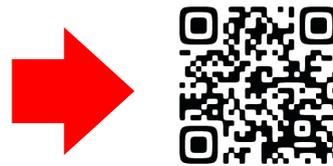
※検査対応日時や対応検査方法は変更される場合があります。最新の情報は各会場にお問い合わせください。

▶ 民間薬局で検査を受ける際の注意事項 [PDF]

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/297716.pdf>



※設置場所の情報は、順次更新します。



<https://niigata-corona-kensa.com/>

(2) 新潟県ワクチン・検査パッケージ等PCR検査所（PCR検査）

	新潟会場
実施期間	12月20日(火)～令和5年1月10日(火)
設置場所	新潟市中央区笹口1丁目20-5 ファイ・ビル1階
受付時間	午前9時～11時30分、午後0時30分～4時 ※定休日：12月31日(土)～令和5年1月2日(月・振)



<https://vtp-niigata.com/>

■ワクチン・検査パッケージ等コールセンター

- ・設置場所 県医療調整本部
- ・電話番号 025-256-8698
- ・受付時間 午前9時～午後5時

新型コロナウイルス感染症の 一般用抗原検査キット(OTC)の承認情報

12月22日

一般用抗原検査キット(OTC)として承認されたのは下記の製品です。インターネット等で購入可能です。「第1類医薬品」の表示が目印です。

なお、一部のネットショップで「コロナ 検査キット」等と検索すると、厚生労働省で承認されていない検査キット「研究用」が多数表示されますので、誤って購入しないようにご注意ください。

下記の「品目名」を入れて検索するなどして、製品写真等を参考に承認された抗原検査キットを選択してください。

1. 抗原検査キット(新型コロナウイルス)

No.	品目名 【製造販売業者名】	製品写真	検体種	承認日
1	SARS-CoV-2ラピッド抗原テスト(一般用) 【ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年8月24日
2	クリニテストCOVID-19 抗原迅速テスト(一般用) 【シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティックス株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年8月26日
3	HEALGEN COVID-19 抗原迅速テスト(一般用) 【タカラバイオ株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年8月30日
4	アンスペクトコーワ SARS-CoV-2(一般用) 【株式会社医学生物学研究所】		唾液	令和4年9月5日
5	エスブライン SARS-CoV-2 N(一般用) 【富士レビオ株式会社】		鼻腔ぬぐい液・唾液	令和4年10月17日

次ページへ続きます 

No.	品目名 【製造販売業者名】	製品写真	検体種	承認日
6	Vトラスト SARS-CoV-2 Ag（一般用） 【ニプロ株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年10月18日
7	Panbio COVID-19 Antigen ラビット テスト（一般用） 【アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年10月18日
8	アドテスト SARS-CoV-2 NEO（一般用） 【アドテック株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年11月8日
9	GLINE-2019-nCoV Agキット（一般用） 【株式会社医学生物学研究所】		鼻腔ぬぐい液	令和4年11月11日

2. 抗原検査キット（新型コロナウイルス/インフルエンザウイルス）

No.	品目名 【製造販売業者名】	製品写真	検体種	承認日
1	エスプライン SARS-CoV-2&Flu A+B （一般用） 【富士レピオ株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年12月5日
2	アドテストSARS-CoV-2/Flu（一般用） 【アドテック株式会社】		鼻腔ぬぐい液	令和4年12月22日
3	GLINE-SARS-CoV-2&FluA+Bキット （一般用） 【株式会社医学生物学研究所】		鼻腔ぬぐい液	令和4年12月22日

ご家庭で使用された新型コロナウイルス抗原検査キットの捨て方について

ご家庭で使用された検査キットは、コロナ感染者または疑いのある方の使用済みのマスクなどの捨て方と同様に、陽性・陰性に関わらず「燃えるごみ」として、以下の点に注意して捨ててください。

1. 使用後はビニール袋などに入れ、空気を抜いた上で封をしてください。
2. 密閉した袋のまま市の指定ごみ袋（燃えるごみ）に入れて、飛び散らないように袋の口をしっかりと結んでください。

（注意）

- 針のあるものの処分については、購入店やメーカーにお問い合わせ願います。

福島県原子力防災訓練に関する 緊急速報メールを配信します

令和4年度福島県原子力防災訓練（図上訓練）を1月27日（金）に実施します。

当日、福島県から原子力災害訓練の緊急速報メール（エリアメール）が配信地域にお住まいの方や訪れている方に送信されます。

■配信日時

令和5年1月27日（金）
午前10時30分～正午の間

当日、配信地域を訪れる方は
ご注意ください。

■配信地域

田村市、南相馬市、
川俣町、広野町、川内村、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、
葛尾村、飯舘村



新潟県

かぜ症状 注意徹底アラート

1/15まで
発令中

～症状出たら 家、出るな～

少しでもかぜ症状があるときは・・・

- ✓ 登校・出勤はしない/させない
- ✓ “同居家族が体調不良”の場合も
飲み会やイベントに参加しない

※特に、帰省などで高齢の親族等と接する場合には、
事前の体調管理に留意

ご自身やご家族の体調に十分留意し、
“うつさない行動”を徹底しましょう！

三条市に避難している
世帯数と人数(2022.12.28現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511